

入 札 公 告 （ 建 設 工 事 ）

次のとおり一般入札に付します。

令和5年5月12日

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
契約担当役 所長 鷹屋 光俊

1 工事概要

- (1) 工 事 名 機械安全システム実験棟改修工事
- (2) 工事場所 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号
- (3) 工事内容 改修工事
 - 1) 建物
機械・設備に起因する災害の防止を目的として、機械等の構造部材の強度評価、機械のリスクアセスメントに基づく安全設計手法の開発等、人間－機械協調作業安全な管理法の開発などの研究を行っている施設
 - 2) 延床面積
1,770.26 m²
 - 3) 高さ
14.66m
 - 4) 構造
鉄骨造2階建て
 - 5) 主な工事内容
折板屋根新設、研究員室部分屋上防水、大実験室内屋根内部断熱材補修、大実験室内水銀灯交換、西側扉柱補修工事を行う。
- (4) 工期 令和5年7月上旬～令和6年2月29日まで
- (5) 本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（令和4年3月31日改正）」に基づく価格を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の資格要件を満たす技術者を配置すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から令和5・6年度有資格者名簿[建設工事]のうち関東甲信越地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 厚生労働省の建設工事に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が950点以上1,200点未満であること((2)の再認定を受けた者にとっては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が950点以上1,200点未満であること)。
- (4) 会社再生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成19年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

(ア) 同種工事

A及びBのすべてを満たす建築物の新築工事又は内装改修工事

A.用途：研究所

B.内容：新築工事又は内装改修工事

但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。上記(ア)の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

(ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。また、それらの資格を有する者が、平成19年4月1日以降に、元請として完成・引渡し完了した下記(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有すること。

(イ) 同種工事

A及びBのすべてを満たす建築物の新築工事又は内装改修工事

A.用途：研究所

B.内容：新築工事又は内装改修工事

但し、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。上記(イ)の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。

- (ウ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (エ) 配置予定の主任技術者又は監理技術者にとっては直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する資料を提出すること。

- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」

という。)の提出日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年3月1日付け労働福祉発第350号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札説明会への参加及び現地確認をした者であること。

3 入札手続き等

(1) 担当部課

〒204-0024 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号

労働安全衛生総合研究所管理部管理課契約係

電話 042-491-4512 (内線230)

FAX 042-491-7846

(2) 入札説明書の交付期間、場所、方法及び条件

ア 交付期間

本公告の日から令和5年5月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 交付場所

3(1)に同じ。

ウ 交付方法

メールによる交付を行うため、上記3(1)のFAX宛てに件名及び送信先メールアドレスを記載した文書(様式任意)を送信すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本公告の日から令和5年6月6日(火)まで休日を除く毎日、18時00分までに3(1)に持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便等配達記録が確認できる方法に限る。)の場合は必着とする。

(4) 入札書受領期限及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札書受領期限は、令和5年6月22日(木) 18時00分

イ 開札は、令和5年6月23日(金) 14時00分

労働安全衛生総合研究所(清瀬地区)本部棟3階管理課会議室にて行う。

ウ 入札書の提出は、3(1)まで持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便等配達記録が確認できる方法に限る。)の場合は必着とする。

エ 封筒には、「令和5年6月23日開札 機械安全システム実験棟改修工事に係る入札書在中」と朱書きし、封かん・封印のうえ提出すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除。

イ 契約保証金 請負代金の10分の1以上

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 本工事の施工に当たる者は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康安全機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置要求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

(13) 詳細は、入札説明書による。